

岡山県公報

発行
岡山県
岡山市山下二丁目4番6号

告示

- 道路の供用開始……………五五
○有害興行の指定……………五五
○有害図書の指定……………五五
○優良図書の推奨……………五五
- 開発許可を受けた開発行為に関する

告示

岡山県告示第四百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十年十月七日

岡山県知事 石井正弘

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	福本和気線	美作市中川字樋替田六四六番一地从先から美作市上山字岡山四一三九番四地先を経て美作市上山字離山三六五番一地先まで	平成二十年十月七日

岡山県告示第四百八十九号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。

平成二十年十月七日

岡山県告示第四百八十七号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十二条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある興行を次のとおり指定する。

平成二十年十月七日

岡山県知事 石井正弘

番号	種別	題名	制作又は配給社
5683	映画	母性愛の女 風間からしい	新日本映画
5684	映画	四十路の蛸つば ~男好きな肉体~	オーピー映画
5685	映画	兄嫁の谷間 敏感色っぽい	〃
5686	映画	ふたりの妹 わしやぶり発情白書	〃
5687	映画	未亡人氏宿 美塾乳しっぱり	〃

岡山県告示第四百八十八号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

平成二十年十月七日

岡山県知事 石井正弘

番号	種別	題名	発行者等
1	月刊誌	海賊No.1 11月号	竹書房
2	映画	ザ・ベントオリジナル 11月号	KKベントウラス
6	映画	タトゥー・ベント 11月号	コアラガジン
4	コミック	上級恋愛シント 10月号	近代映画社
5	映画	恋愛美人 i f 10月号	セブン新社
6	映画	恋愛天国パラダイス 11月号	竹書房
7	映画	絶対恋愛 Sweet 10月号	笠倉出版
8	映画	スペシャルアヤ 11月号	宙出版
9	映画	恋愛体験 11月号	バンジー出版

岡山県告示第四百八十九号

岡山県知事 石井正弘

- 1 わたしのすきなおとうさん
- 2 うわさの雨少年
- 3 森のすみか
- 4 花ざかりの家の魔女
- 5 絶体絶命27時間1

公 告

(四三) 次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十年十月七日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
浅口市金光町占見新田三五七五―四

- 二 許可を受けた者の住所及び氏名
浅口市金光町占見新田三五七五―一
鍋谷 隼人

- 三 許可番号

岡山県指令建指第一八二号

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
総社市三輪字石ヶ端西六一〇―七

- 二 許可を受けた者の住所及び氏名
総社市溝口三四―一
島田 清徳

- 三 許可番号

岡山県指令建指第二六三号

(四三) 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十年十月七日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 申請のあった年月日
平成二十年九月二十日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人エコネットワーク津山

- 三 代表者の氏名
神田 寿則

北 川 チハル
宮 下 恵 梨
さくらいとちか
河 原 潤 子
キース・グレイ
野 沢 佳 織
作 記

文 研 出 版
サ プ ラ 社
福 音 館 書 店
あ かね 書 房
徳 間 書 店
小 学 生 (低)
小 学 生 (中)
小 学 生 (高)
”
中 学 生

- 四 主たる事務所の所在地
津山市北八〇五番地一

- 五 定款に記載された目的
この法人は、市民、事業者、市民団体、及び行政などとネットワークを形成し、環境活動を通して、まちづくり、ひとづくりなどの実践活動を行い、未来につながる持続可能な社会を実現するとともに社会全体の利益に寄与することを目的とする。

- 一 申請のあった年月日
平成二十年九月二十六日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人葛下

- 三 代表者の氏名
柚本 昌宏

- 四 主たる事務所の所在地
苫田郡鏡野町中谷一六四番地

- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害児・者(主に知的障害児・者)に対して、共に豊かな地域生活を目指し、自立支援を図るとともに家族支援の事業を行い、誰もが等しく生活の質の更なる向上を図ることに寄与することを目的とする。

- 一 申請のあった年月日
平成二十年九月十八日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人つしまブラザ

- 三 代表者の氏名
中塚 弘六

- 四 主たる事務所の所在地
岡山市津島福居一丁目五番一六号シャトレハイツ三〇六

- 五 定款に記載された目的
この法人は、東南アジアEPA加盟諸国の不特定多数の市民・公益を目的とした市民団体・学校・地方自治体と連帯し関係諸国より研修・留学する青少年に対して、一般市民が行う自由な社会貢献活動として、国際社会の中で求められるコミュニケーション

市民団体・学校・地方自治体と連帯し関係諸国より研修・留学する青少年に対して、一般市民が行う自由な社会貢献活動として、国際社会の中で求められるコミュニケーション

ヨン能力の向上や文化交流及び国際理解教育に必要とされる技能や知識の習得並びに国際友好親善等の相談助言援助に関する事業を行い、これからの国際社会に貢献できる人の育成と国際友好親善の公益増進に寄与することを目的とする。

教育委員会

岡山県教育委員会告示第七号

平成十四年岡山県教育委員会告示第六号（簡易な方法による開示請求をすることができ個人情報（指定）の一部を次のように改正し、平成二十年十月七日から施行する。

平成二十年十月七日

岡山県教育委員会

表中

岡山県公立学校教員採用候補者選考試験	岡山県公立小・中学校教員採用候補者選考試験
総合評価（第一次試験の結果により第二次試験の受験資格が得られ、合格者として登録されるものに限る。）	総合評価（第一次試験の結果により第二次試験の受験資格が得られ、合格者として登録されるものに限る。）

を

岡山県公立学校教員採用候補者選考試験

総合評価（第一次試験の結果により第二次試験の受験資格が得られ、合格者として登録されるものに限る。）

に改める。

岡山県公立小・中学校教員採用候補者選考試験

総合評価（第一次試験の結果により第二次試験の受験資格が得られ、合格者として登録されるものに限る。）